

# 会 議 録 目 次

平成 2 1 年 第 9 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 ( 第 1 日 目 )

平成 2 1 年 1 0 月 2 6 日 ( 月 ) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	2
日程第 2	会期の決定について……………	3
日程第 3	第45号議案 平成21年度海田町一般会計補正予算 (第 5 号) ……	3
	( 閉 会 ) ……………	1 4



7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |   |         |
|-----------------|---|---------|
| 町               | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町             | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部           | 長 | 大久保 裕 通 |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 内 田 和 彦 |
| 財 政 課           | 長 | 白 井 真   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |   | 湯 木 淳 子 |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
| 主 査         | 森 原 宏 生 |
| 主 任 主 事     | 中 村 修 介 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第45号議案 平成21年度海田町一般会計補正予算（第5号）

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前10時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成21年第9回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第3に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より1番、大江議員、2番、兼山議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は、本日1日と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第45号議案平成21年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。早朝よりお忙しいところありがとうございます。第45号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算（第5号）について。平成21年度海田町一般会計補正予算（第5号）につきましては、新型インフルエンザワクチン費用軽減事業や歯科休日診療事業のための追加の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第45号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料1の平成21年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。2ページをお願いいたします。衛生費の保健衛生費の保健センター総務費の休日診療事業につきましては、保険料及び委託料を19万円増額するものでございます。補正理由につきましては、休日や年末年始の歯科救急診療は広島地域の住民を対象に広島口腔保健センターにおいて実施されておりますが、受診者が多いため、地元歯科医師会での実施

が求められておりました。町としましても、町民の利便性の向上のため対策を検討しておりましたが、このたび海田町歯科医師会が年末の12月30日と31日の2日間に実施の意向を示されたことから、海田町歯科医師会と委託契約し、年末に歯科救急患者が発生した場合に町内歯科医療機関における歯科診療を確保するものでございます。次に、予防費の疾病予防事業につきましては、新型インフルエンザワクチン費用軽減事業として2,269万4,000円増額するものでございます。なお、事業内容につきましては、後ほど担当課から説明いたします。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。地方交付税の特別交付税につきましては、新型インフルエンザ費用軽減事業に伴う措置として567万4,000円増額するものでございます。県支出金の県補助金の保健衛生費補助金につきましては、新型インフルエンザワクチン費用軽減事業補助金として1,702万円増額するものでございます。次に、繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金19万円を増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第45号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,288万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7,317万4,000円とするものでございます。

引き続きまして、新型インフルエンザワクチン費用軽減事業につきまして担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）新型インフルエンザワクチン接種の費用軽減事業の概要についてご説明いたします。お手元の資料2の1ページをご覧ください。今回補正予算を提出させていただきましたワクチン接種の費用軽減事業の目的は、新型インフルエンザワクチン接種について国が定めた優先接種対象者のうち、所得の低い方のワクチン接種費用を助成することにより経済的負担を軽減し、ワクチン接種を受けやすくするものでございます。ワクチン接種の費用軽減対象者は、国が示した基準により優先接種対象の方で、接種時に本町に住所を有し、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯に属する方でございます。軽減額は、国が全国一律の接種費用を設定し、1回の接種の場合は3,600円、2回接種の場合は6,150円でございます。また、2回接種し、1回目と2回目の医療機関が異なった場合は7,200円でございます。なお、この軽減事業に係る費用につきまし

ては、国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 の財源措置があり、県及び町の負担分につきましては、特別地方交付税による地方財政措置の予定となっております。優先接種対象者及び接種順位につきましては、1 ページの 5 の表のとおりでございます。

2 ページをお願いします。6 に優先接種の対象とする基礎疾患を記載しております。1 から 9 の疾患及び状態で入院中または通院中の方がワクチン優先接種の対象となっております。次に、7 のワクチン接種スケジュールの目安の表でございますが、優先接種対象者と接種時期が示されております。国におきましては、ワクチン接種体制に不確定な要素もありますが、10月20日から医療従事者のワクチン接種が広島県では開始となっております。また、11月中旬から妊婦及び最優先の基礎疾患のある方々のワクチン接種が開始となり、順次国のスケジュールに沿って接種する予定となっております。

以上で、新型インフルエンザワクチン接種の費用軽減事業の概要についての説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。数点お尋ねをいたしますが、1つは今、財源の問題、これを見れば、交付税で措置をするということは、町の持ち出しがゼロでいいのかどうか、これを1つお尋ねいたします。政府が緊急経済対策をやりましたけれども、まさに私は、これは本当の緊急対策の費用で賄うべきだというふうに思いますけれども、まず1点、財源の問題。それから、2つ目には、国保会計に影響はないと思うけども、どのような影響があるのか。3つ目には、優先接種の対象とする基礎疾患というのがありましたね。これ、ずっと資料の2ページに掲げてありますけれども、海田町に住所を持って、他の市町村に何らかの理由で離れている場合、これはどのように対応するのか。それから、4つ目には残された町民に対する、これのPRはどのようにするのか。ここに掲げられている以外の町民、これのPRはどのようにするのか。5つ目には町の対策本部、今から未知の問題ですね。ですから、政府を見ればいろいろ対策本部をつくっておられますが、町の対策本部はどこか。6つ目には感染の拡大防止、これはどのようにされるのか。7つ目に情報収集。町が知らん間に、よそでまとまってそういう感染に遭ったとかどうかという、そういう情報の収集ですね。それから、8つ目には集会とか催し物、これの規制に対してどのように指導するのか。以上、8つお尋ねをいたします。

○議長（久留島）部長。

○福祉保健部長（内田） それでは、まず、1点目の財源の問題でございますけれども、先ほど資料を説明いたしましたとおり、町の持ち出しにつきましては、現段階では特別交付税でもって対応してくれるだろうということで予算計上させてもらっております。今後どうなるかわかりませんが、現段階ではそういうことでございます。

次に、2点目の国保会計の影響でございますが、今回の予防接種に伴っての影響は特段ないものと思っています。ただ、病気等にかかっておられる方がそれに伴っての治療費がどうなるかまでは推定しておりませんが、直接影響はないものと考えております。

それから、3点目の他の自治体に住んでいる方への対応でございますが、これは全国的にその予防接種する段階で、住んでいる自治体となっておりますので、それぞれで住んでいるところ、住民票があるところというふうにご理解いただければ結構だと思います。

それから、4番目のこの対象者、優先順位以外の対象の方に対する対応でございますが、これについても、現段階では優先順位の方に対する1つのワクチンの量の確保だろうと思いますけれども、まず、当面はこの方について対応していくということで済んでおります。今後、これ以外の方についてはどういうふうになるかというのは、国がまた新たな情報等を出してくるものと考えております。

それから、5番目の対策本部での取り組みでございますけれども、今回、対策本部を数回開いておりますけれども、現状における拡大防止等々の状況でもっての状況でございます。

それから、感染の拡大防止的なものについては、これは常日ごろから各小・中学校あるいは保育所等、また公共施設の中にも手洗い、うがいの励行、また大規模な集会等がある場合についてはマスク等の着用等について呼びかけているところでございます。

それから、集会の規制等の指導でございますけれども、これにつきましては、現段階ではそういうことについては、あくまでも今回、感染の強いインフルエンザでございますけれども、いわゆる弱毒性でございますので、集会等の規制的なものについては現段階では考えておりません。以上でございます。

○議長（久留島） 佐中議員。

○15番（佐中） 大体今の説明でわかりましたけれども、1つは、海田町に住所を持って町民税もここで払っておるんですね。ところが、真ん中の理由で出ておる場合、この場

合にどうするのかというのがちょっとさっきの説明ではわかりにくかったので、もう一度お願いいたします。

あわせて、町の対策本部、例えば1割とか2割とかいう、ああいう集団的にあるいは地域的にそういう問題が発生した場合は全く役場の窓口だけでは対応できないというように私は思うんですけれども、その対応についてはどのようにされるのかという問題ですね。

それから、感染の拡大防止の、手洗いとかうがいとかいうのは、これは最低のことですが、町の窓口の指導あるいは広報を使っただけのそういうPRがやっぱり必要ではないかというように思うんですが、国や県の指導で必要ないと言われればそれで済むかもしれませんが、これが長引くとほかの保健に大きな影響を与えるので、この辺はどのように指導されるのかお尋ねします。

○議長（久留島）所長。

○保健センター所長（湯木）1点目の海田町に住所を有し、他市町におられる方のワクチン接種につきましては、このワクチンは、医療機関が国と契約して実施する任意の予防接種になっておりますので、基本的にはどこの市町でも受けられるということが大前提です、ワクチンさえあればということです。

それから、現在、このインフルエンザにつきましては、流行が拡大している状況ですが、今一番大事なのは、ワクチン接種によって重症化と死亡者を減らしていくということと、それから拡大した患者さんが一気に医療機関に行って、医療機関の混乱というのを防ぐというのが一番大事になります。ということで、対策本部ということよりも、今は、大きなところで医療機関の確保、医療体制の確保ということが大事になっておまして、安芸地区医師会におかれましても、その辺の体制について話し合いを行っておられるところです。それから、広報につきましては、11月広報でPRする予定としております、たちまち。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）大体わかりますけれども、資料の2ページの7番に新型インフルエンザワクチン接種スケジュールの目安というのがありますね。これらずっと列記されておられますが、これに該当する人は自主的にワクチンを申し出て受けるのかどうか。具体的にどのようになっていくのか。強制的にワクチンを打つのか、それとも町民が自主的に私はお願いしますと言うて打つのかどうか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（久留島）所長。

○保健センター所長（湯木）この新型インフルエンザワクチンにつきましては、任意接種となっているので、ワクチンについて受ける、受けないというのは個人の考えで決めていただくことになっております。しかし、今国が定めた優先接種対象者につきましては、重症化するとか、死亡とかという危険性が非常に高い方にただワクチンを打っていきこうという国の考え方なので、例えば基礎疾患のある方は主治医の方の勧めがあり、打っていくという形になります。今、医療従事者のワクチン接種が始まって、妊婦と基礎疾患を有する者につきましては予約が始まっているところです。予約をして、各医療機関がワクチンを確保されて、11月中旬から打つ予定になっております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）8番西田です。先ほど、保健センター所長の説明の中に、国は不確定であって、国のスケジュールで進めると、こういうふうに言われているんですね。不確定であるのに、国のスケジュールで進めるというのは、少し何か表現に漏れがあるような気がします。結局、今の説明の中に、目的は、要するに死亡者を少なくする、それから医療機関の混乱を避けたいという目的であるという説明だったんですが、そのためには主なものが考えられるのは、ワクチンの量が確保できるかどうかということが一番大きな問題のようにつながりますね。今の説明の中にもワクチンがあれば接種しますよというような表現も実際されましたよね。だから、このワクチン量が確保できるかどうかということがまず一番に私らが考えると心配するところなんです、その点はいかがでしょうか。

○議長（久留島）所長。

○保健センター所長（湯木）国のスケジュールにつきましては、国が定めて、現時点でこのような形で打っていくという方法で、議員さんがおっしゃったように、ワクチン量の確保というのが一番大事になってきます。ワクチンにつきましては、国が国内産のワクチンが2,700万人分、国外産を5,000万人分用意しておりますが、県の方で調整しながら医療機関に渡して打っていくという形になりますので、今、やっと医療従事者は1回のみという形で決まっているところで、国としても様子を見ながらというところで、また変更もあるかもしれない、できるだけ多くの方に打っていただきたいということもありますので、このような不確定という表現を使わせていただいております。

それから、ワクチン量の確保は、この優先接種者につきましては確保ができるという

見込みになっておりますが、その他の方につきましては、優先接種の方も必ず受けなくてはいけないということもあるので、数とワクチンの残り量で今後スケジュールが変更する可能性はあるということになります。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）今説明を受けたんですが、現実に関今回予算提示されてきていますよね。だから、ワクチン量が確定しないのに補正予算でこう出てきたわけなんですけど、これは今回だけじゃなくて、また次の補正があるというふうにうかがえるんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）今回の補正につきましては、現段階で考えられるアッパーでもっての数字を掲げています。今後、先ほど言いましたように、優先順位の関係等々を踏まえていろんな要素が出てくるとは思いますけども、その状況に応じて補正予算あるいは当初予算ベースでも対応する必要があるかもわかりません。現段階では、非常に不確定な要素が強いものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。優先順位の問題なんですけども、これは国が示しておるだけであって、この優先順位を自治体で少しは変えることができるんじゃないかと思うんですけども。それで、一番下の中学生、高校生、高齢者の順というふうになっておるんですけども、特に中学校の3年生、受験シーズンと重なるようなことがあって、例えば中学校3年生に限ってこの優先順位を上げるとかそういうふうなことはできないのでしょうかね。

○議長（久留島）所長。

○保健センター所長（湯木）国としては、この優先接種のスケジュールでしてほしいというところで、変えないでほしいというふうに言っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）国は、当然そういうふうな方針がこの前出て、鳥取でも何かそういうふうな問題があって、ちょっとということがあったんですけど、やはりそういうふうな実情というふうなのは勘案をして、例えば中学校3年生だけはもう少しこの順位を上げるとか、そういうふうな配慮というんですか、そういうふうなのは海田町でとってほしいんですけども、全くそれがとれんというふうなことはないと思うんですけど、もう一度お

願いをいたします。

○議長（久留島）部長。

○福祉保健部長（内田）今回のワクチン接種の優先順位につきましては、国が生命の危機あるいは重症化を防ぐために優先順位を定めております。これにつきまして、本町としましてもその方針に基づいて予防接種の優先順位、これはどの医療機関窓口においてもそういう方向を今後とっていくものと考えておりますので、これを町独自で優先順位を変更するというについては考えておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）資料1の2ページ、歳出の5の予防費の2,269万4,000円、これは先ほどの概要によりますと、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯に属する方の予防接種の軽減でありますけど、この2,269万4,000円は海田町では何世帯に当たる予算計上なんでしょうか。まず1点ですね。次に、今優先順位が決まられまして、順次予防接種をされていくわけですけど、まだ医療機関が明確になっていないではないかと思っておりますけど、県下でどこでこの予防接種が可能であるというのはいつごろ決まるのでしょうか。また、決まったら恐らく新聞にも出ると思いますけど、町としてはどこで受けれますよということをどういう形でこの優先順位を接種予定者に周知される予定なんでしょうか。

次に、今回も新聞報道などを見ますと、この予防接種をしたことによって体調不良といますか、後遺症といますか、症例が出ておりますけど、もしこの予防接種が始まりましてそういった事例が出たときには、町としてどういった保護といますか、どういった対策をとられるんでしょうか、3点。

○議長（久留島）所長。

○保健センター所長（湯木）今回の補正を上げさせていただいた対象者につきましては、世帯ではなく、人数で出しております、3,690人でございます。それから、2点目の医療機関につきましては、10月19日の時点での県からの情報では、県内2,965の医療機関のうち2,152医療機関から受託の意向をもらっていると。今週中には公表できるというふうに聞いております。そのことで、町といたしましても、住民の方々に周知することが大変重要だと思っておりますので、11月広報でこの予防接種の概要をお伝えし、町内の医療機関名については広報と一緒に手刷りで配布する予定にしております。

それから、健康被害につきましては、現在言われておりますのが、国としましても大

変重要だというふうに考えておりますので、これが任意の予防接種ですので、現段階では医薬品副作用救済制度の中で救済していくということになっているんですが、定期的な予防接種と同じように、予防接種健康被害救済制度の対象とするように立法措置を考えているということで、その中で町の役割もありますので、それに応じて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）この対象者の人数なんですけど、じゃ、この優先接種対象者が出ておりますけど、これは個別の人数までわかりますでしょうか。わかれば。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）個々の対象者に対して、国が27%をもって給付せよということで、現段階で医療従事者を全体では220人見込んでおりますので、その約27%、約50人です。それから、妊婦あるいは基礎疾患を有する者、妊婦については200に対する27%、ですから54人、基礎疾患を有する者2,000に対する27%で540人、1歳から小学校3年生に相当する年齢の小児につきましては2,650人を見込んでおるうちの27%、1歳未満の児童の保護者については620人の対象者から27%、小学校4年から中学生、高校生に相当する方の年齢の分に対しては全体で2,572人を見込んでおるうちの27%、それから高齢者につきましては5,409人です。このうちの27%、ここはちょっと済みません。27%、この数字を持っていませんので、全体で1万3,671に対する27%を想定しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）大体私も出尽くしたんですが、若干外れるんですが、このインフルエンザ、いわゆる従来の型のインフルエンザ、これが11月から接種になっておるんです。私、これはわからないんですけど、この新型も含めて、予防接種だったら、効力というのか、それが出るまで若干の時間がかかると思う。そうすると、従来型のインフルエンザとこれは二重に重なるんだよね。だから、こんなのは早くからあったんだから、新型が蔓延します、感染力が強い、毒性は弱いというのがあったんだよね。だから、いわゆる従来のインフルエンザにしても、これ、11月じゃなくて、10月ごろからでもやるべきじゃなかったかと思うんだけど、この考えは何かあったのかどうか。

それと、諸般の事情で、ここに何か期間限定みたいなことがあるんだけど、これ、恐らく年度のことを想定しておるのなら、途中で矢印がとめておるんだけど、これ、全部

3月末まで行くべきじゃないかと思うんです。諸般の事情で接種できない人もあるだろうと思う。資料2の方の2ページの話をしておるんだよね、この件については。

それと、何か、期間限定された後は、期間がおくれておるんじゃないかということ言われたりするような気がするんだよね。だから、それだけ予防接種の期間を、何でもいう従来型も含めてこんなのを早くできんのかということの、既に風邪を引いたけど、治ったという人も幾らかおるので、そういうことまで含めて考えるべきじゃないかということで、大体出尽くしたんですが、そこらを聞かせたい。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）高齢者の季節性インフルエンザにつきましては、この有効期間が3から6カ月というふうになっております。海田町では従来11月から実施することにしておりました。今回、新型がはやりましたので、町内の医師会とも相談させていただきましたんですが、大体寒いころから3月にまた季節性のインフルエンザがはやるという今までのパターンもあるので、あまり早くから受け過ぎると、はやっているときに効力がなくなるということで、町内の医療機関の多くは11月から季節性のインフルエンザの予防接種を開始しておりますので、今年度につきましても11月から開始とさせていただきます。

それから、期間につきましては、国が示した資料2のスケジュールが、最優先の方から済ませていくという考えで3月末まで、例えば基礎疾患の方は線が引いていないんですが、もちろん体調等によって受けれるときに早目に受けていただければいいというふうに考えております。国におきましても、ほぼ一応3月で切っているんですが、どのぐらいの期間で終わるかというのははっきり示しておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今のは従来型の話で、ちょっとそれるから悪いんだけど、11月というのは効力の話でしておるわけだから、その効力が出るまでの期間、それから、この1週間、10日ぐらい前にはちょっと寒い日もあったと思うんよな。そういうときが風邪を引くわけだから。これ、ちょっとそれるから悪いんだけど、従来のことを考えたときに、いわゆる気候の変わり目、やっぱり9月を過ぎたぐらいのところでも早目にやるべきだと思う。

それで、これは私もわからんけど、従来型なんかについては最初は2度やれと。だけでも、翌年からは1回目で効きますよと。今の効力で6カ月で切れるというのはどこか

その辺がようわからんのだけでも、そういうことから加味したときに、この新型についてはそういうところはようになっておるのか。要するに、これはまた、半年ごとに2回も3回も4回も繰り返して行かないかのかどうか、そこらのところが……。あるとすれば、その辺PRも考えているのかどうかということも含めてね。以上です。

○議長（久留島） 所長。

○保健センター所長（湯木） 従来型の季節性のインフルエンザにつきましては、国の方が定期予防接種として規定しておりまして、10月から12月中旬までに打ってほしいという方針が出ております。町内医療機関と協議しながら決めておりまして、現在のところ、11月からということに海田町ではなっておりますので、その方向で進んでいくと思いません。

季節性のインフルエンザにつきましても、幼児、12歳までは2回打つことになっていきます。13歳以上は1回ということになっております。新型インフルエンザにつきましても、今のところ20から50歳までの健康な成人につきましては1回、あとのこのような優先接種の方につきましては2回というふうになっております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本） ちょっと、今の、質問されて、答弁だが、聞かれたことを言って、わけわからんようなことを言うちゃいけませんよ、あんたも。在来型は任意で、受けてくれと言うたら、医療機関へ行ったら受けてくれるんです、10月から。いらんことを言うちゃいけんでしょうが。10月から打ってくれるところはある。わしらはもう打ったんじゃないけん。だからね、ええかげんなことを言うちゃいけんですよ。そこら、この新型インフルエンザもやると言われるんじゃないが、優先順位を決めているんじゃないから、強制で打つんじゃないんじゃないから、そこらをきっちり答弁で、あなたがつくって答弁しちゃうんですよ。わかりますか、あなたが言われちゃったでしょ、在来型は11月から海田町はするんじゃないいうて、そういうことをどこも決めておらへんですよ。10月から任意で打ってくださいと言うたら、打つところがあるんじゃないから、海田町でも。だから、いらんことを自分で勝手に想像して、勝手につくっちゃいけんですよ。だから、ああいう質問になるんですよ。答弁はいいです。

○議長（久留島） 原田議員。

○13番（原田） 最後になると思いますが、国が示した軽減額の、資料の2に書いてあるんですが、1回ワクチンを接種するのにどれくらいかかるんでしょうか。これ、掲示

は軽減額と書いてあるんですよ。それは、3,600円が軽減されるという意味ですよ、この資料だと。そうすると、負担は1回打つとどのくらいかかるんですかというのが質疑です。

○議長（久留島）所長。

○保健センター所長（湯木）接種の費用につきましては、1回打たれば3,600円、このままの額が全額ということになります。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。前田議員。

○14番（前田）医師会との申し合わせ、ちょっとあそこの説明をもう1回やり直してくれ。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）私の説明につきまして、申し上げて、不備な点がありました。済みません。11月からというのは、高齢者の定期の予防接種を11月からするようにお願いしているので、任意接種ではなくて、定期の予防接種をする場合は11月から接種することになっております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第45号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第45号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおりこれを決めます。

以上で本臨時会に付議された案件は終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて平成21年第9回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午前10時41分 閉会